

## 別紙仕様書(案)

### 1. 概要

- (1) 件名 地方独立行政法人新小山市民病院で使用する浄化地下水の供給  
(2) 需要場 栃木県小山市大字神鳥谷2251番地1  
地方独立行政法人新小山市民病院  
(3) 業種 病院事業

### 2. 仕様

- (1) 需要物 地方独立行政法人新小山市民病院で使用する浄化地下水  
(2) 設備等 受注者(以下「乙」という。)は、以下の設備等を設置する。  
① 地方独立行政法人新小山市民病院(発注者。以下「甲」という。)敷地内に井戸を掘削する。  
② 井戸から揚水装置により、汲み上げた地下水を膜ろ過浄水設備等により浄化し、飲用等に対応できる「水道法に定める水質基準に関する省令」(平成23年1月28日厚生労働省令第11号)に適合したろ過水にし、公共上水道管に接続している甲が所有する予定である既設受水槽に送水し、公共上水道と併用使用する。  
また、災害等緊急時の給水拠点として、停電時には専用の非常用電源設備により揚水及び浄化設備を稼働し、処理水槽から直接給水できる機能を有するものとする。

新設設備は次のとおり

- ア さく井(深井戸:掘削深度●●m以上、吐出口断面積●cm<sup>2</sup>以下)  
「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に準ずる規模の井戸を掘削すること。  
イ 井戸揚水設備(適正揚水量を限界揚水量の70%以下とする。)  
井戸の揚水量は、日本水道協会の水道施設設計指針・解説に準じること。  
ウ 前処理  
除鉄・除マンガン装置及び活性炭ろ過装置にて行うこと。  
エ 膜ろ過浄水装置  
(UF膜:公称口径0.01μm未満・処理能力7m<sup>3</sup>/h)と同等若しくはそれ以上の能力を有すること。  
オ 付帯設備  
送水設備、排水設備、遠隔監視装置、配線、受電設備、非常電源設備、給排水配管、管理柵、災害時等簡易型外付け給水装置ほか必要設備  
上記設備の設置に係る経費及び水質確認に係る経費並びに専用水道申請等諸手続きに係る一切の費用、設備等の安定的に供給するための経費並びに維持管理費用、

及び供給期間終了に伴う設備等の撤去に係る一切の費用は、乙の負担とする。

また、契約期間中において、天災等やむを得ない事情がある場合を除き、浄水設備、他の機器類の不具合により適正な供給物の品質が保証できない場合又は数量が供給できない場合は、乙の負担において機器設備等の改良を講ずるものとする。

### (3) 土地

(2) の設備に係る土地については、甲が乙に対し、毎年度使用許可を行う。

### (4) 年間予定使用水量

●●●●●<sup>m<sup>3</sup></sup>

(年間予定総使用水量約●●●●●<sup>m<sup>3</sup></sup>のうち、公共上水道使用予定水量●●●●●<sup>m<sup>3</sup></sup>)

## 3. 安全管理体制

### (1) 水質

供給する浄化地下水は、法令等基準に適合するとともに安定的に供給すること。

### (2) 保守点検等

供給する浄化地下水及び設備について、法令等に基づく検査並びに点検を実施すること。

処理水：年12回

原水：年1回

設備類：法令に基づく回数

### (3) 維持管理等

法令等に定める設備の維持管理等を実施するとともに、常時、適正な状態で設備を運転管理すること。

### (4) 点検結果報告等

点検結果等に関する書類・図面については、その都度、正副各1通を作成し、製本を甲に提出すること。

### (5) 運転監視

機器類、揚水量、処理水量、残留塩素、水位センサー等の稼働状況を遠隔装置により24時間連続監視すること。

### (6) 緊急対応

① 異常発生時に甲の指定する監視拠点へ速やかに警報を発すること。

② 異常発生時は直ちに自動で供給を停止し、公共上水道に切り替えること。

③ 甲が機器設備に異常を認めた場合、任意に公共上水道に切り替えること。

④ 乙は、異常発生後速やかに復旧作業を実施すること。そのための緊急対応態勢を整え、甲の承認を得ること。

コールセンター：24時間対応

メンテナンス員：365日、緊急時に即応できる体制を整えること。

### (7) その他保守業務

- ① 水質分析は、採水後12時間以内に分析すること。
- ② 近隣の井戸における水位や水質等の変動を常時把握すること。
- ③ 管轄保健所等による検査等においては、甲に協力し対応すること。

#### 4. その他

- (1) 本件は、「2. 仕様」で示す施設設備等により地下水をろ過し、当院の飲用等に使用する浄化地下水の供給であり、さく井から施設設備の設計、建設はもとより、「3. 安全管理体制」で示す適正に処理された浄化地下水を安定的に供給することを乙に求めるものである。このため、甲は、乙から供給される良質な浄化地下水を購入するものであるから、「3. 安全管理体制」に規定する良質な浄化地下水の精製、供給に係る全ての経費（検査等経費、緊急時対応人件費、検査費、復旧費、電気料、非常電源用燃料等）を浄化地下水の購入料金に含むこととなる。

これらの経費を全て含んで契約する単価に使用水量を乗じた金額を、購入料金として甲から乙に支払うものである。

- (2) 量水器等の検針

自動検針装置 有  
検針方法 遠隔自動検針

- (3) 需給地点

需要場所における乙が設置する量水器の接続点

- (4) 設置場所等の財産分界点

需要場所における乙が設置する量水器と受水槽等給水設備との接続点、並びに設備稼働のため乙が架設電線と甲が設置した受電設備等との間に乙が設置する電力計量器の接続点

- (5) 保安上責任分界点

設置設備等の財産分界点と同じ

- (6) 料金体系

料金は基本使用料と従量使用料金に基づく料金制とする。

ただし、基本使用料金は毎月定額（●●●●m<sup>3</sup>/月×契約単価×消費税及び地方消費税）とし、従量使用料金は、●●●●m<sup>3</sup>/月を超える使用量に契約単価と消費税及び地方消費税を乗じた額とし、基本使用料金と従量使用料金を合算した金額を1月当りの使用料金とする。

- (7) 料金その他を計算する場合の単位及び端数処理

- ① 使用水量の単位は、月末締め時点における検針時で1立方メートルとし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ② 料金計算における合計金額の単位は1円とし、基本使用料金と従量使用料金を合算した金額を1月当りの使用料金とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- (8) その他仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議する。